

令和7年

1月号



健康保険委員だより

令和6年度 山口県

年金委員・健康保険委員 功労者 表彰式 及び 研修会 を開催しました!

日付：令和6年11月21日

場所：山口県健康づくりセンター

協会けんぽでは、健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員様を対象に、その長年の活動や功績等に感謝の意を表すため、毎年、表彰式を実施しております。

受賞者の皆さまにおかれましては、この度は誠にありがとうございます。



令和6年度山口県年金委員・健康保険委員 功労者表彰式(出席者)

奥の左から原田智子様、小川高典様、大町孝二様、杉村洋子様、村木智子様
手前左から内田忠克様、青木さおり様、神田佳子様、近藤充様、池上忠良様、協会けんぽ尼田支部長

全国健康保険協会理事長表彰者

神田 佳子 様 (白井興業 株式会社)

近藤 充 様 (近藤商事 株式会社)

全国健康保険協会山口支部長表彰者

青木 さおり 様 (株式会社ホンダオート中山口)

池上 忠良 様 (徳山興産 株式会社)

岩佐 裕児 様 (下関鍍金 株式会社)

内田 忠克 様 (トクヤマ海陸運送 株式会社)

大町 孝二 様 (株式会社 ガンシン柳井支店)

岡本 美樹 様 (富士産業 株式会社)

小川 高典 様 (株式会社 木原製作所)

笹川 美和 様 (株式会社 テレフォーム)

杉村 洋子 様 (都市産業 株式会社)

竹田 千亜紀 様 (株式会社 山下工業所)

竹谷 さやか 様 (宇部物流サービス 株式会社)

谷村 和美 様 (社会福祉法人 霞峯会しんわ苑)

戸川 崇光 様 (大阪新薬 株式会社)

長富 隆司 様 (株式会社 宇部情報システム)

伯川 奈緒美 様 (株式会社 テレトピア)

原田 智子 様 (株式会社 ハクヨウ)

村木 智子 様 (山口県漁業協同組合はぎ支店)

(五十音順)

研修会内容

- マイナ保険証への移行と健康づくりサイクルについて
- 各種届出等における誤りの多い事例等について

全国健康保険協会山口支部
日本年金機構 山口年金事務所

令和7年度、健診のご準備はお済みですか？

令和7年度の協会けんぽの生活習慣病予防健診のお知らせです。
生活習慣病予防健診は、メタボリックシンドローム予防に加え、肺・胃・大腸・子宮・乳房の5大がんをカバーした健診です。

令和6年度では、山口支部にて約7万名様以上の方にご利用いただいております(令和6年10月時点)。

来年度もぜひご利用いただき、社内の健康づくりにお役立てください!

健診受診の3ステップ

ステップ1

事業主様へ健診案内が届くので従業員様にご周知ください

3月下旬に事業所に案内を送付予定です



ステップ2

健診機関へ予約をする



ステップ3

予約した健診機関で健診を受ける



事業主の皆さまへ

生活習慣病予防健診のご案内

付加健診の対象年齢を拡大しました!

従業員の健康と事業所の将来を守るために、毎年の健診受診は重要です!

気づかぬうちに... 「生活習慣病」

私たちの健康に大きく関係する生活習慣病。その多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の不適切な生活習慣によってメタボリックシンドロームとなり、2型糖尿病などにつながります。放置することで症状が変化し、元の健康な状態に戻ることは困難とされています。

U140 1 2 3 4 5

U140 1: 運動不足、不適切な食生活、喫煙、過度な飲酒等の不適切な生活習慣
U140 2: 肥満、高血糖、高血圧、脂質異常
U140 3: 肥満、特に内臓脂肪型
U140 4: 糖尿病、高血圧、脂質異常
U140 5: 糖尿病、高血圧、脂質異常

メタボリックシンドロームとは?

メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉コレステロールが増え、高血圧・高血糖・脂質異常等が起こり、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

自分の健康レベルの「現在地」を知る、それが健診。
糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、進行しているというケースが少なくありません。健診を受けて、自分の健康状態がどのレベルなのかを把握し、生活改善に向けて取り組みましょう!

③ 事業主の皆さま! 従業員の皆さまに、健診受診の積極的なお声がけをお願いします。

令和7年度版案内(予定)

5年に1回の
大チャンス!

令和7年度に
40・45・50・55・60・65・70歳※1を迎える方限定

※1: 令和7年度末時点の年齢です。

人間ドック並みの健診を **オトク** に受けませんか?

「生活習慣病予防健診(一般健診)」と「付加健診」をセットで

総額約 **29,000円** が自己負担額約 **8,000円** に!



◎ 生活習慣病予防健診(一般健診)

35~74歳の被保険者(ご本人)※2

労働安全衛生法に基づく
定期健診項目



胃がん検査
大腸がん検査など

総額18,865円のところ
自己負担額最高**5,282円**

こちらも一緒に!

※2: 20歳以上38歳以下の女性の方は、偶数年齢になる年度に「子宮頸がん検診」を単独でご受診できます!

◎ 付加健診(単独受診はできません)

40・45・50・55・60・65・70歳の被保険者(ご本人)



尿沈渣
顕微鏡検査



血液学的検査
生化学的検査



眼底検査



肺機能検査



腹部
超音波検査

総額9,603円のところ
自己負担額最高**2,689円**

お問い合わせ

協会けんぽ山口支部 保健グループ
TEL 083-974-1501

詳細はこちら ▶



従業員様が退職する場合の手続きについて

従業員様が会社を退職するなどにより資格喪失する場合は、以下のご対応をお願いいたします。

資格喪失届の提出について

「被保険者資格喪失届」は法令に基づき、事実があった日から**5日以内**に日本年金機構の事務センターまたは管轄の年金事務所にご提出をお願いいたします。
なお、有効期限内の資格確認書、健康保険被保険者証(※1)は回収のうえ、届出に添付してください。

(※1) 令和7年12月1日までの退職の場合



退職する方へ周知のお願い

① 退職日の翌日から健康保険の資格を喪失すること
被扶養者(ご家族)も同日で資格を喪失します。

② 他の健康保険への切り替え手続きが必要となること(※2)
手続きをしないと医療機関で医療費を全額自己負担していただくことになります。

(※2) 退職後の健康保険には、「健康保険任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択があります。

Check!

退職後の健康保険
について詳しくは
こちら



交通事故などの第三者行為により健康保険を使用したときは、 「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

Q 「第三者行為による傷病届」の提出が必要な場合は？

A 他人の行為が原因で負傷し、医療機関を受診する場合に提出が必要です。
具体的には以下のケースがあげられます。



相手方がいる交通事故



自損事故の車に同乗



暴力行為(けんか)



他人のペットに噛まれた

Q なぜ届け出が必要なの？

A 第三者行為により負傷した場合、本来、加害者が治療費を負担するのが原則です。
しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなりますので、後日、協会けんぽが加害者に対して立て替えた治療費の請求を行います。

この治療費を請求する際に「第三者行為による傷病届」の提出が必要になりますので、協会けんぽHP(右のQRコード)から印刷のうえ、郵送等にてご提出ください。

第三者行為の
届出関係等
についてはこちら



Check!

業務上や通勤災害によるものは原則、労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。
詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。